

9月13日

「特殊車両通行確認制度 講習会」資料

特殊車両通行確認制度について

国土交通省 道路局 道路交通管理課

令和4年9月13日

<目 次>

1. 道路の老朽化

道路構造物の現状（橋梁）	3
過積載の大型車両が道路橋に与える影響	4
重量超過した大型車両が道路橋に与える影響	5

2. 特殊車両通行確認制度とは

特殊車両通行制度について	7
特殊車両通行許可・確認制度について	8
特殊車両通行確認制度の利用拡大	14

3. 特殊車両通行確認制度の周知状況

15

4. 特殊車両通行確認制度のアンケート結果

18

5. 特殊車両通行確認制度に関するQ & A

21

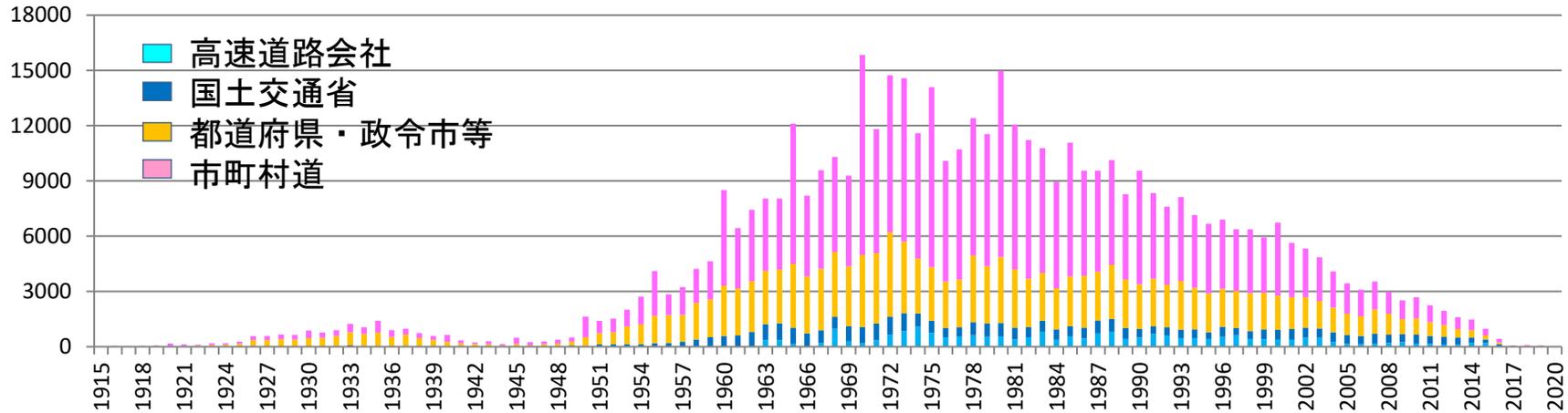
- (1) 制度全般
- (2) 申請の準備
- (3) ユーザー登録
- (4) オンライン手続き
- (5) 車両の登録
- (6) 経路の確認
- (7) 手数料の支払い
- (8) 車両の運行

1. 道路の老朽化

道路構造物の現状(橋梁)

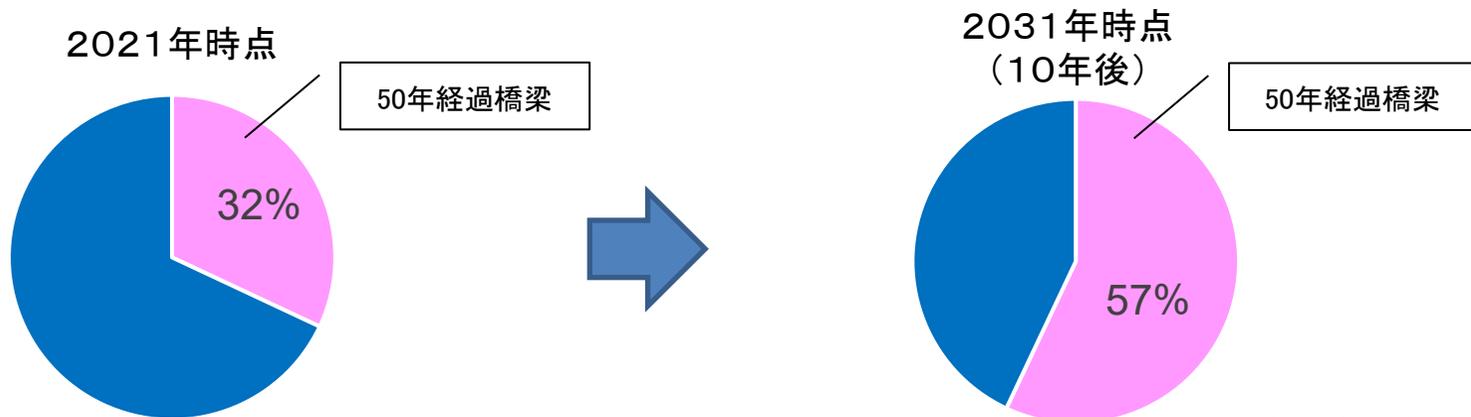
○建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約32%であるのに対し、10年後には約57%に急増。

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋
(出典)道路局調べ(2021.3時点)

○50年経過橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋
(出典)道路局調べ(2021.3時点)

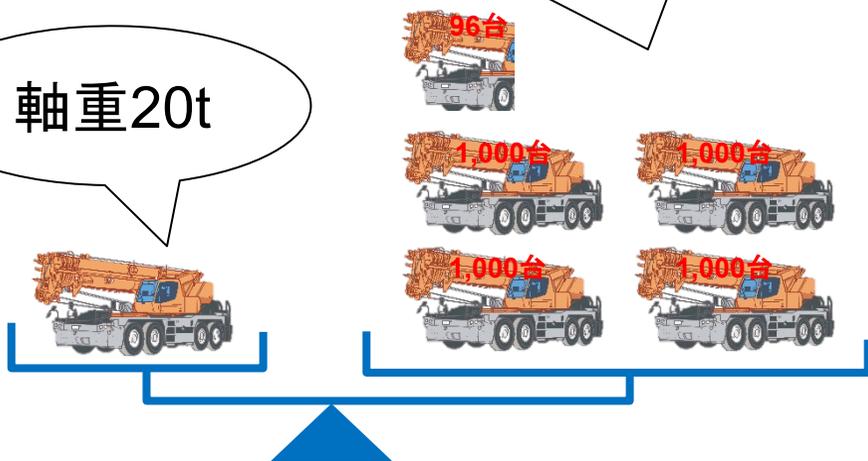
○重量制限超過の大型車両は、道路構造物への影響が甚大（劣化を早める）

◇コンクリート床版への影響の試算

コンクリート床版への影響度は、
重量(軸重)の約12乗に比例

軸重10t × 4,096台

軸重20t



軸重10トンの車両約4,000台分の疲労が蓄積されることになる

◇橋梁のコンクリート床版*の損傷事例

※車両を直接支える部材

白河橋(H16. 2)

所在地:福島県白河市五番丁川原

路線名:国道4号

橋長:160.1m

架設竣工年:S36



背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。**

➡ **軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当**

2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

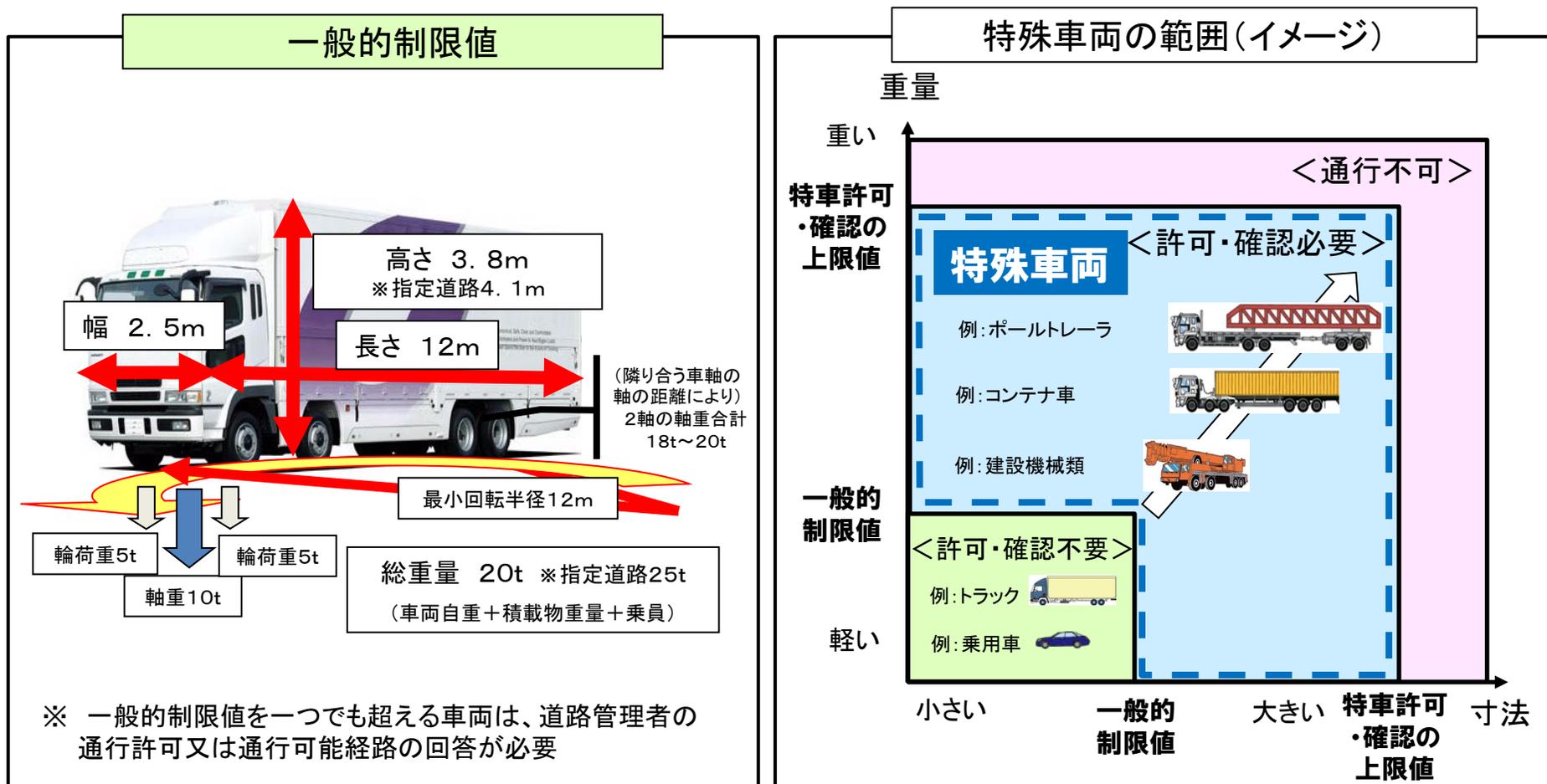
【図 道路橋の劣化に与える影響】



2. 特殊車両通行確認制度とは

特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答

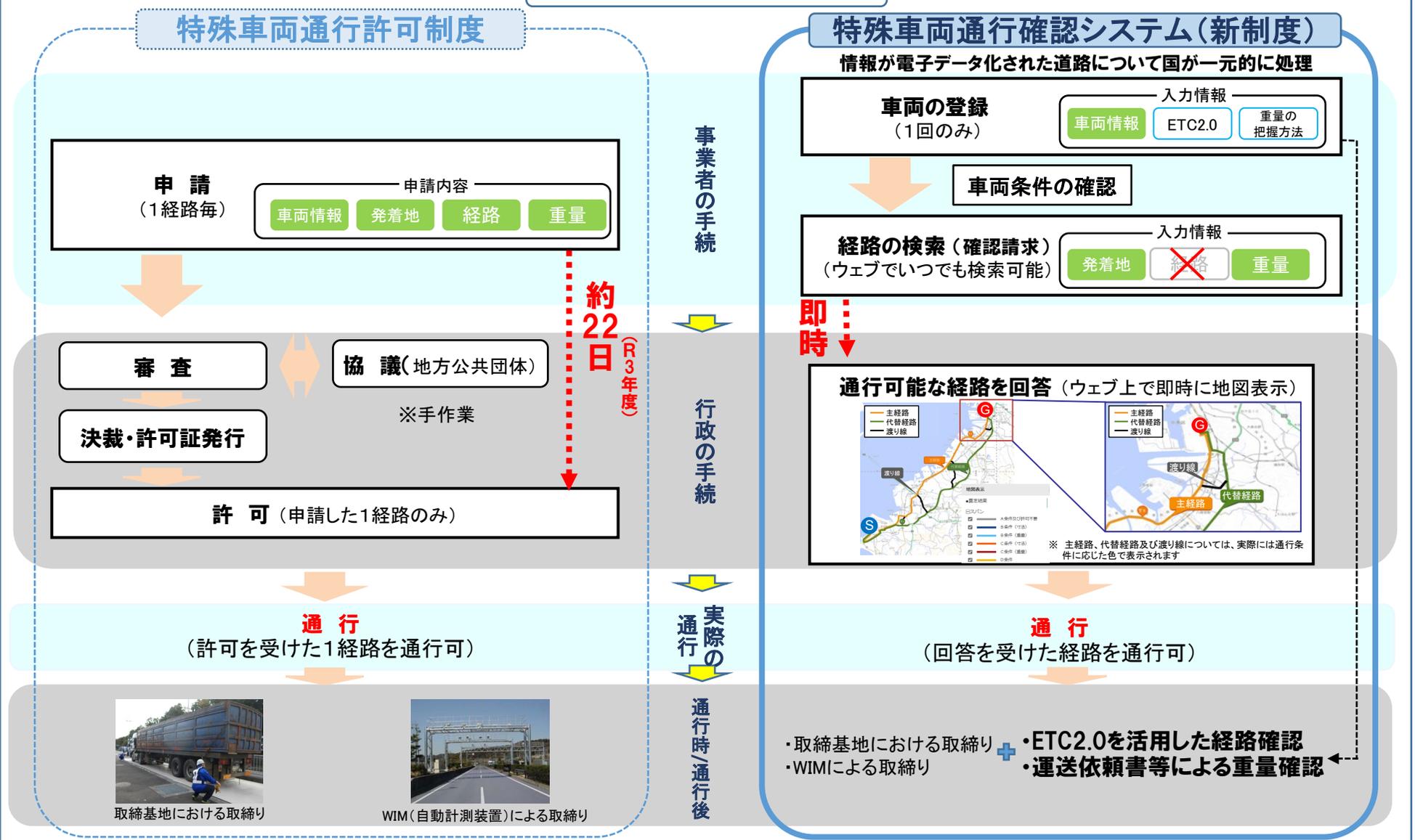


特殊車両通行許可・確認制度について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続



※国土交通大臣は、登録等の事務を行わせるため、道路法に基づき(一財)道路新産業開発機構を指定登録確認機関として指定

特殊車両通行確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円(1年間有効)

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索 ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 	<p>出発地 目的地</p> <p><主経路> <代替経路> <渡り線></p>	<p>出発地 目的地</p> <p><主経路> <代替経路> <渡り線></p> <p>新たな目的地 <追加経路></p>
マップ検索 (都道府県単位) ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認 	<p><一の都道府県の区域></p> <p>出発地 目的地</p>	<p><一の都道府県の区域></p> <p>出発地 目的地</p> <p>新たな目的地 <追加経路></p>

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い(早い、簡単、便利) 手続き** となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件 (主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- **早い**
[オンラインシステムで即時に確認]
- **簡単**
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- **便利**
[複数経路(双方向)を一度に確認]



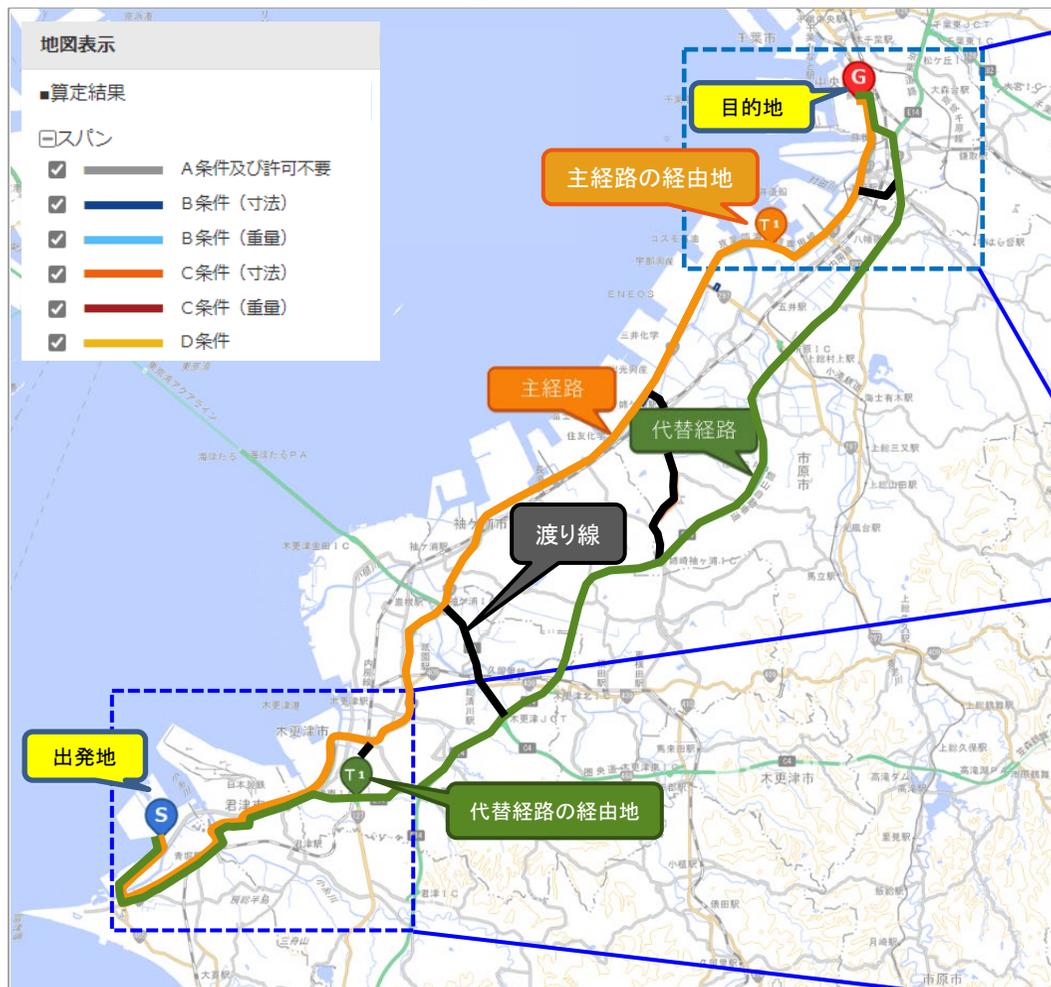
※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

検索後の通行可能経路の例(2地点双方向2経路検索)

経路全体



拡大図(終点周辺)



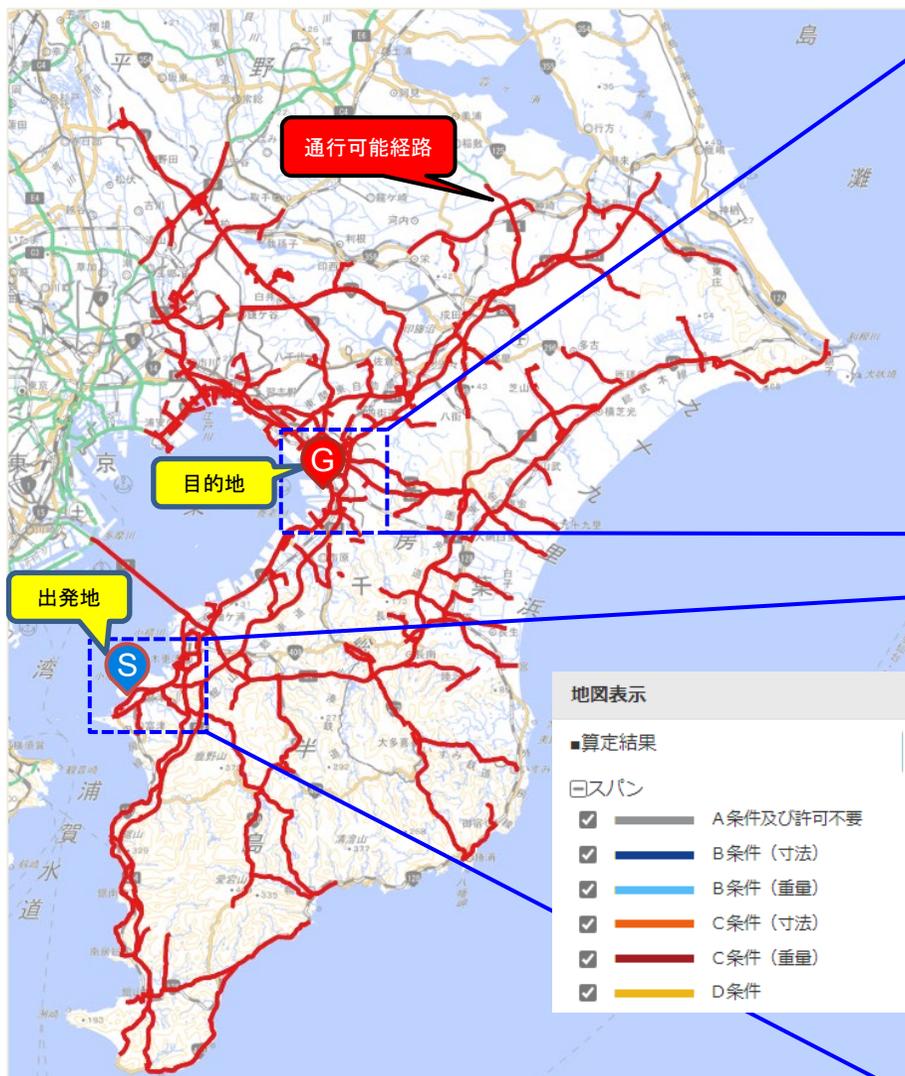
拡大図(起点周辺)



※主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

検索後の通行可能経路の例(都道府県検索)

経路全体(都道府県検索)



拡大図(終点周辺)



拡大図(起点周辺)



※通行可能経路については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

道路情報が電子データ化された道路が通行経路であり、かつ、車両にETC2.0を搭載している特殊車両のうち、例えば以下の車両については、許可システムよりも確認システムを利用いただくメリットが大きいと考えられる

■ 2地点双方向2経路検索・都道府県検索共通

○荷主からの依頼で通行予定日が迫っている車両(許可制度では協議不要な場合でも、平均審査日数は約22日(令和3年度))

■ 2地点双方向2経路検索

○道路の渋滞・事故等を踏まえて主経路と代替経路を柔軟に変更して通行する車両

■ 都道府県検索

○特定の出発地・目的地に加え、主要道路上の他の目的地との間を、道路の渋滞・事故等を踏まえて複数の主要道路を柔軟に変更して通行する車両

3. 特殊車両通行確認制度の周知状況

特殊車両通行確認制度の周知状況①

1. 確認制度の試行を開始

- 令和4年4月1日の運用開始に向けて、令和4年2月7日からシステムの試行を開始
((令和4年1月28日記者発表)

2. 説明会・質疑応答会の開催

- 試行に先立って、令和4年2月1日から3日間にわたり、各都道府県トラック協会を対象とした説明会を開催。
- 当日は、予め説明会の動画を資料した上で、確認制度への質疑がある事業者、質疑の様子を視聴したい事業者を対象として、各都道府県トラック協会とWEB接続を行い、質疑応答会を実施。(3日間にて計38協会が参加)

3. 全ト協HPを通した説明動画の配信(協会会員専用)

- 特殊車両通行確認制度の概要(国交省道路局車両通行対策室)(約36分)
- 特殊車両通行確認システムの操作説明ビデオ
 - ①車両登録(12分)
 - ②車両グループ・トラクタ/トレーラ組合せ設定(3分)
 - ③経路確認(13分)



(トラック協会トップページのバナーから閲覧)

4. 全ト協と連携した周知チラシの配布

令和4年4月1日スタート

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第91号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

※道路情報便覧の収録道路

車両の登録

- ① 車両情報(自動車登録番号、空車時の車両総元など)を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い
車両1台あたり
5,000円(5年間有効)
※トレーサは手数料不要

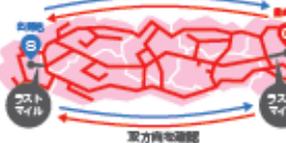
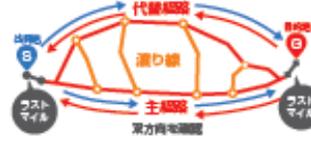
経路の確認

- 1 登録車両から、車両を選択
- 2 積載貨物情報を登録
- 3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点双方向2経路検索
2地点間の主経路及び代替経路(環り線含む)(双方向)を同時に検索

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B 都道府県検索
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・検索



即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払います。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり (1都道府県あたり) **400円**

電子データで「回答書」の交付 (1年間有効)

通行

- 通行時 回答書の経路を通行可(回答書を携行(印刷または電子データ))
- 通行後 ETC2.0を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には**ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



乗務記録	
貨物重量	1トン
積載日時	01:00~02:00時
積載場所	〇〇市〇〇区
積載品名	〇〇〇〇
積載品目	〇〇〇〇
積載品数	〇〇〇
積載品重	〇〇〇kg
積載品体積	〇〇〇m ³
積載品形状	〇〇〇
積載品色	〇〇〇
積載品状態	〇〇〇
積載品備考	〇〇〇

①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報(重量換算が可能な貨物の内容と量)でも可。
例: 石油〇リットル、単位重量及び長さが必要な鋼材〇本、
型式が明らかな自動車〇台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記録

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの。)

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路【片方向】ここに書く指定 	システムが自動的に複数経路【双方向】を検索
車両情報	申請の都度、車両総元を入力	車両登録で車両総元を登録(一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録標準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーサは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※複数申請※延長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。
※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (無料受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

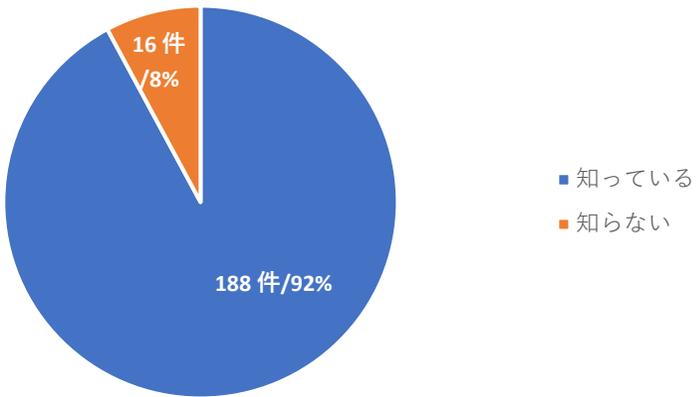


4. 特殊車両通行確認制度のアンケート結果

- 実施期間：令和4年4月20日～5月31日(延べ42日)
- 全回答者数：204件

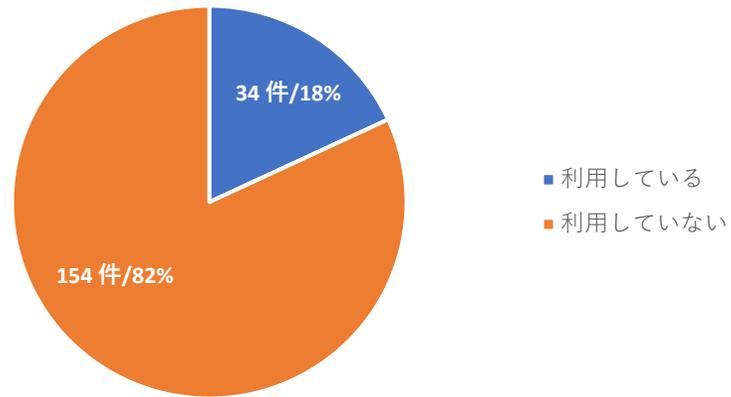
通行確認制度利用者アンケート結果①

新制度の認知率



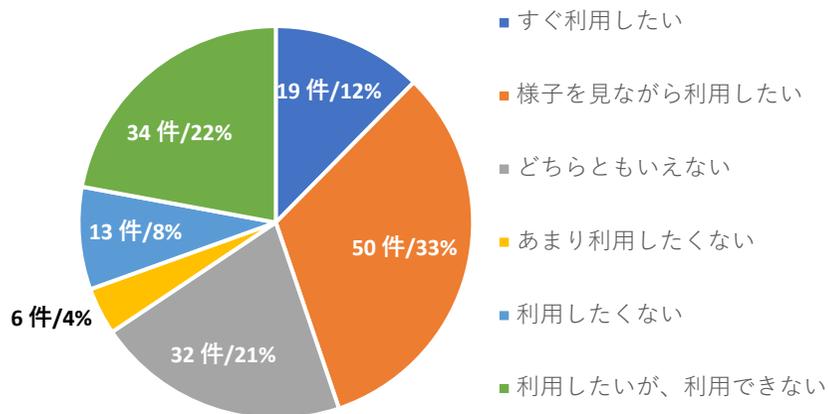
回答者数：204件

新制度の利用率



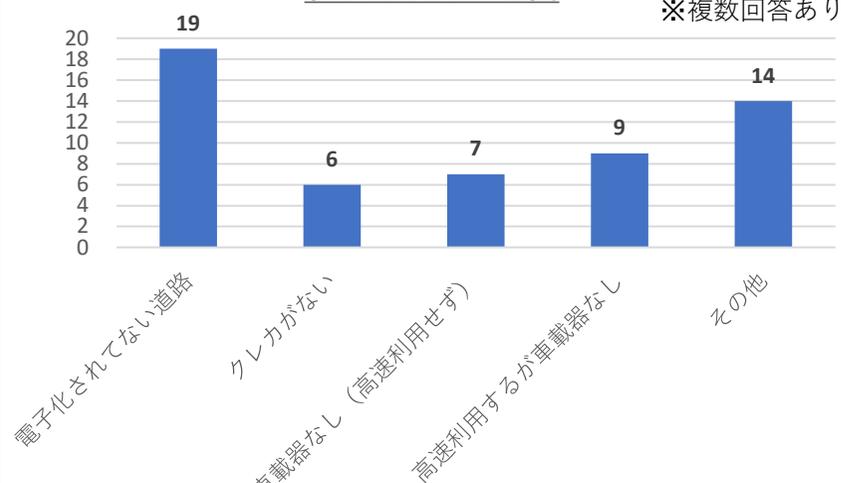
回答者（新制度を知っている人）数：188件

未利用者の今後の新制度利用意向



回答者（新制度を知っているが利用していない人）数：154件

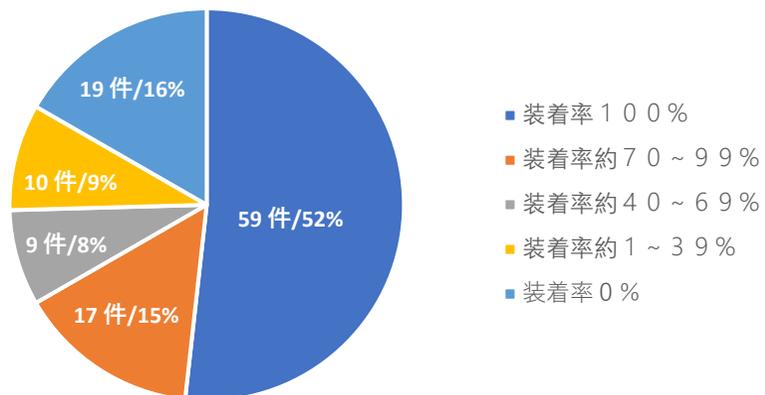
利用できない理由



回答者（新制度を知っていてかつ利用できない人）数：34件

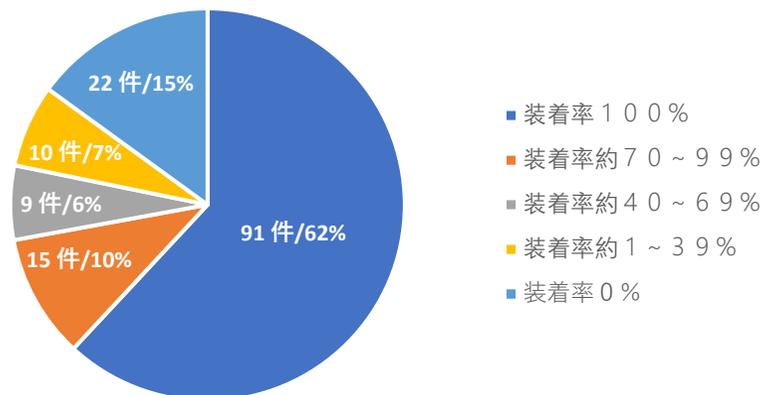
通行確認制度利用者アンケート結果②

ETC2.0搭載率（単車トラック）



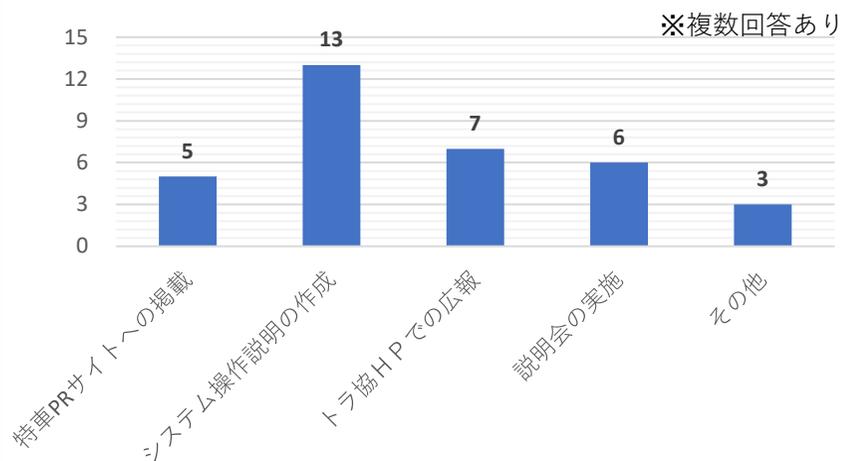
回答者（単車トラック所有者）数：114件

ETC2.0搭載率（トラクタ）



回答者（トラクタ所有者）数：147件

新制度を知ってもらうための方法



回答者（新制度を知らない人）数：16件

5. 特殊車両通行確認制度に関するQ & A

(1) 制度全般

Q1. 現行の許可制度から新たな確認制度に変更となるのですか。

Ans. 現行の許可制度に加え新たに確認制度が創設されましたので、両制度が併存することになります。

Q2. 現行の許可制度と何が違うのですか。

Ans. 既存の許可制度においては、手続完了まで一定の期間を要するほか、申請の都度、車両諸元を入力し、また、1 経路ごとに通行経路を細かく指定する必要がありました。

一方、新たな確認制度では現行の許可制度に比べて、早い（即時に通行可能経路を確認できる）、簡単（一度車両を登録すれば、出発地・目的地・積載重量（貨物車両の場合）等を入力するだけ）、便利（代替経路や都道府県内の経路など複数の経路が一度に確認できる）な手続となります。

Q3. 新たな確認制度では、優良事業者の許可期間延長は適用されるのですか。

Ans. 新たな確認制度では、すべての事業者において、車両登録は5年間、通行可能経路の確認（検索）結果は1年間有効となります。

(2) 申請の準備

Q4. 特車通行確認制度のシステムに必要なパソコンの性能を教えてください。

Ans. 利用できるパソコンのOSとブラウザは以下の通りです。
OS: Windows 10、ブラウザ: Microsoft Edge
上記以外のOS、ブラウザでの動作保証はいたしておりません。

Q5. 現行の特車通行許可制度のシステムに登録済みのユーザーID及びパスワードは使えますか。

Ans. 現行の特車通行許可制度のシステムにユーザー登録している方は、取得済みのID及びパスワードでログインしてください。

Q6. 特車通行確認制度のシステムを利用するには、ユーザーIDが必要ですか。

Ans. 新規の方は、特車PRサイトまたは特車登録センターHPからログイン画面を開き、「新規登録」ボタンを押して、最初にユーザーID及びパスワードを取得してログインしてください。(特車通行許可制度のシステムにユーザーIDを取得している方は、お持ちのユーザーID及びパスワードでログインしてください。)

Q7. 代理人による車両登録及び経路確認の申請はできますか。

Ans. 代理人による車両登録及び経路確認の手続きは可能です。代理人が手続きを行う場合は、代理を依頼する申請者・申請担当者の申請代理人としてユーザーIDを取得する必要があります。

(3) ユーザー登録

Q8. 企業コードの取得は事業所や営業所単位でできますか。

Ans. 同一企業で事業所や営業所単位に申請担当者のユーザIDを取得したい場合は、事業所や営業所単位の企業コードの取得を推奨します。

Q9. 同一企業で複数の事業所や営業所ごとにユーザIDを作成することはできますか。

Ans. 各事業所や営業所ごとに申請者・申請担当者を決めて、異なるユーザIDを取得することができます。

Q10. ユーザID、パスワードを忘れてしまった場合、どうすればいいですか。

Ans. 下記の項目を明記の上、国の特車運用事務局までメールにてご連絡ください。（メールアドレスは、ktr-tokusya-info@mlit.go.jpです。）

お知らせいただいた申請情報・申請担当者情報が、特車運用事務局で確認する登録情報と完全一致することで本人の確認とさせていただきます。本人確認がとれた場合に、ユーザID・パスワードをメールにてお知らせいたします。

<申請情報>：ユーザID(分かる場合)、申請法人名とそのフリガナ、代表者名、郵便番号、住所、電話番号

<申請担当者情報>：担当者名

※申請情報は、過去に取得している許可証などをご確認ください。

(3) ユーザー登録

Q11. ユーザIDやパスワードを変更できますか？

Ans. 原則としてユーザIDやパスワードを変更することはできません
第三者へのID漏洩など変更が必要な場合は、現行のユーザIDを停止して新規取得となります。
詳しくは、特車運用事務局（048-601-3223）まで個別にご相談願います。

Q12. 新規登録ボタンの表示方法を教えてください。

Ans. パソコン画面の表示サイズが小さい場合表示されないことがあります。
Microsoft Edgeの右上の「…」をクリックして、ズームを縮小（マイナス“-”）に変更してみてください。

Q13. メールアドレスの入力は必須でしょうか。

Ans. 特車通行確認制度では、必ずメールアドレスを記載してください。
車両登録が完了した時や経路確認が出来た場合などに、システムから登録されたアドレスに自動でメールが送信されます。

(4) オンライン手続き

Q14. 手続きは全てオンラインでできますか。

Ans. ユーザー登録、車両の登録・変更・廃止等、通行可能経路の確認、手数料の支払い手続きはオンラインで全て完了します。

Q15. 災害などでインターネットが使えないときは申請できませんか。

Ans. 災害等でインターネットが使えないなどやむを得ないと認められる場合は、所定の書式を用いて書面を特車登録センターに郵送して手続きすることができます。

Q16. 新たな特殊車両通行確認制度の手続きは、道路管理者の窓口でもできますか。

Ans. 「特殊車両通行確認制度」は、道路管理者の窓口では手続きできません。
インターネットを利用し、特車PRサイトまたは特車登録センターHPにアクセスし、オンライン手続きによる申請になります。

※特車PRサイト：<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

※特車登録センター：<https://www.tks.hido.or.jp/>

(5) 車両の登録

Q17. 登録できる車両を教えてください。

Ans. 登録できる車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径は車両の通行の許可の手続等を定める省令第13条で定めています。

■ 登録可能な車両の諸元

- 登録が可能な車両の基準は次のとおりです。

車両諸元			
車種	右記以外	セミトレーラ連結車	フルトレーラ連結車及びダブルス
幅	3.5メートル以下		
重量	135.1トン以下	143.6トン以下	163.6トン以下
高さ	4.3メートル以下		
長さ	16メートル以下	20メートル以下	21メートル以下
最小回転半径	車両の最外側のわだちについて12メートル以下		

■ 注意事項

- 登録手数料は1台につき5千円で、5年間有効です。
- トレーラは登録手数料不要で有効期間はありません
- 車両の登録が出来ても、実際に通行する道路の状況によっては、経路確認が出来ない場合があります。
- 5年後の更新手続きは、事前にメールでお知らせします。
- 利用に当たっては、基準に適合したETC2.0車載器を搭載していただきます。
- 車両諸元・ETC2.0車載器・担当者の変更や廃車等の場合は速やかに手続きをしてください。

(5) 車両の登録

Q18. ETC2.0車載器管理番号を入力してもASL-IDが表示されない場合、どうすればいいですか。

Ans. 車載器管理番号を間違えて入力した場合及びASL-IDが事前に登録されていない場合には、車載器管理番号を入力してもASL-IDは表示されません。表示されない場合は、ASL-IDを直接入力してください。ASL-IDがわからない場合は車載器メーカーにお尋ねください。
なお、デンソー、パナソニック、三菱電機製の車載器については、特車登録センターの該当ページ (<https://www.tks.hido.or.jp/online/asl-id/>) を参照の上、お問合せください。

Q19. 車両登録の手数料を支払う前に、その車両で通行可能経路を確認することはできますか。

Ans. 車両登録の手数料未支払の状況でも、その車両を選択して経路確認をすることは可能です。

Q20. お試しで車両登録したが、通行したい経路が検索できないので、車両を削除できますか。

Ans. 未支払一覧にある単車・トラクタは、削除したい車両にチェックを入れ、削除ボタンを押してください。トレーラは「登録車両廃止」メニューから登録廃止する車両にチェックを入れて廃止ボタンを押してください。

※登録車両一覧にある単車・トラクタの廃止に関しては、いかなる理由でも手数料の返金はできませんので、予めご了承ください。

(5) 車両の登録

Q21. 1台のトラクタに複数のトレーラを組み合わせて使用したい場合、車両登録の手数料は組合せの数だけ支払う必要がありますか。

Ans. 車両登録はトラクタ単位に算定しますので、組み合わせるトラクタが1台の場合は1台分の登録手数料をお支払ください。

Q22. 車両登録における車両諸元の変更・修正を行うことは出来ますか。またその場合に手数料はかかりますか。

Ans. 車両諸元の変更・修正は可能です。手数料は無料です。

Q23. 自動車登録番号を入力し、自動入力ボタンをクリックしたところ、表示された軸数が実際の軸数と異なるのはなぜですか。

Ans. 車検証では前前軸重に第5輪荷重が記載されたり、自動昇降装置付きセミトレーラの軸重が実際には2軸や3軸なのに後後軸重のみに記載（1軸扱い）されたり、実際の軸数と異なっている場合があります。

軸数の修正は「軸数（その他）」をチェックし正しい軸数を入力することで車両登録することは可能ですが、経路確認において「軸数（その他）」で設定した車両は高速道路の軸重緩和対象を判断する「橋梁照査」が出来ないので高速道路を通行できません。

自動昇降装置付きセミトレーラで高速道路を走行される場合は、現行の特車通行許可申請をご利用ください。

前前軸重に第5輪荷重が記載されたトレーラに関しては、管轄の陸運支局にご相談の上、車検証の記載を修正されることを推奨いたします。

(5) 車両の登録

Q24. 海上コンテナ用トレーラで高さ8'6のコンテナと高さ9'6のコンテナ両方を積載するが、両方のコンテナを積載する車両として別々に登録するのですか。

Ans. 同じナンバーの車両は1台しか登録できません。高さ8'6のコンテナと高さ9'6のコンテナ両方を積載する海上コンテナ用トレーラについては、車高が高い方の車種である高さ9'6のコンテナを積載する海上コンテナ用トレーラとして登録し、経路確認時に積載するコンテナの実際の寸法を入れてください。

(6) 経路の確認

Q25. 数台の車両をまとめて経路を確認する方法はありますか。

Ans. 軸数が同じ車両をまとめて一括で経路を確認することができます。
車両グループを作成すると、代表する車両諸元が自動作成され、代表車両の通行可能経路を検索します。なお複数車両を用いた経路確認は、軸種が同一である必要があります。

Q26. 複数車両をまとめて一度に経路確認の手続きをすることはできますか。その場合の手数料はどうなりますか。

Ans. 複数車両をまとめて一度に手続きすることはできます。この場合の手数料は、トラクタの台数分必要になります。

(例) トラクタ1台とトレーラ5台の包括手続き = トラクタ1台 × 600円 = 600円

トラクタ3台とトレーラ5台の包括手続き = トラクタ3台 × 600円 = 1,800円

Q27. 目的地は経路確認後に追加できますか。

Ans. 追加したい目的地等は、有料(100円/10km)で通行可能経路を確認することができます。
追加する経路は、自動検索が可能な道路すべてが対象となります。
なお回答書の交付済み経路であっても経路追加は可能ですが、追加した経路の有効期間は、追加経路の回答書に記載する日付から1年間となります。

Q28. 収録道路、未収録道路を問わず全ての道路を対象に経路確認することができますか。

Ans. 特車通行確認制度のシステムは、電子データ化された道路情報等を基に即時に通行可能経路を確認するものですから、未収録道路については経路確認できません。

(6) 経路の確認

Q29. 2地点双方向2経路確認を利用した場合、代替経路と渡り線は必ず表示されますか。

Ans. 経路確認の結果、通行可能な経路が存在しない場合は、表示されません。

Q30. 同条件の車両で過去に特車許可実績がある収録道路の経路であれば、新制度でも通行可能な経路として必ず表示されますか。

Ans. 基本的には通行可能な経路として表示されますが、道路の老朽化等により通行可能な経路として表示されない場合もあります。

Q31. 右折の場合はC条件で左折の場合は個別協議となる交差点の場合、特車通行確認制度の経路確認では、どのような結果になりますか。

Ans. 経路確認時に個別協議不要な通行可能経路が選択されるので、この場合はC条件である右折の経路が選択されます。
左折の経路を走行する必要がある場合は、現行の特車通行許可制度で申請する必要があり、個別協議が必要となります。

Q32. 経路の算定後に通行可能経路が表示されますが、通行条件はどうなっているのですか。

Ans. 通行条件は、A～D条件は経路の色で地図に表示しています。
交差点のC条件（地図上の★マーク）をクリックすると、折進方向別の通行条件が拡大して表示されます。
現行の許可制度の通行許可条件と通行確認制度の通行条件は基本的に同じで、回答書に通行条件一覧が添付されます。

(7) 手数料の支払い

Q33. 手数料の計算方法を教えてください。

Ans. 手数料の詳細は、特車登録センターのHPにてご確認ください。
(<https://www.tks.hido.or.jp/new-system/commission/>)

Q34. 手数料は後日に支払うことができますか。

Ans. 後日でのお支払いも可能ですが、登録の完了、経路確認の回答書の発行は手数料の支払いが完了された後となります。確認後に支払いがなされない(後で支払うを選択された)場合は、手数料支払いの未支払一覧に表示されます。

Q35. 銀行窓口での現金振込による支払いは可能ですか。

Ans. 迅速な手続きとするためオンラインでキャッシュレスとし、クレジットカード及びネットバンキングによる支払いとしていますので、現金振り込みはご利用できません。ご利用の際にクレジットカード等のご準備をお願いいたします。

Q36. クレジットカードとペイジーはどちらで支払ってもいいですか。

Ans. 手数料の合計額が2万円を超えるときは、クレジットカードに加えペイジーによるネットバンキングでお支払いいただけます。ただし、2万円以下の手数料は、クレジットカードのみとなります。

Q37. 支払に用いるカードや銀行口座の名義人が、ID登録した事業者と異なる者が立替え払いをすることは可能ですか。

Ans. 手数料をお支払いいただく方の限定はありません。立替払いも可能です。

(7) 手数料の支払い

Q38. ネットバンキングで手続きを中断してしまっただが、支払い中の場合、どうすればいいですか。

Ans. 支払い手続きを強制的に中止した場合は、20~30分経過すると未支払に戻りますので、再度やり直してください。また、支払い情報の入力完了しないまま20~30分経過した場合も、未支払に戻ります。

Q39. 車両登録や経路確認の試行で手数料はかかりますか。

Ans. 車両の登録も経路の確認も、無料で試行ができます。
単車・トラクタの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で「後で支払う」を選択してください。車両は「登録車両一覧」には表示されず「手数料未支払一覧」に表示されますが、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことが出来ます。
トレーラの車両登録については、車両諸元等の入力完了したら「車両登録手数料確認画面」で手数料金額が0円であることを確認のうえ、「登録者情報入力」を選択して登録を完了してください。登録が完了したトレーラは「登録車両一覧」に表示され、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことが出来ます。
試行で車両登録した単車・トラクタとトレーラを呼び出して経路確認の試行（お試し検索）ができます。経路確認で算定が完了した経路が希望するものでない場合は、検索条件を変更して何度でも試行が出来ます。検索が完了した経路は「後で支払う」を選択すると「手数料未払一覧」に移動します。
希望する経路が検索できるか試行していただいたうえで、車両登録手数料をお支払いされることをお勧めします。
回答書を発行する際には、車両登録および経路確認手数料の支払いが必要です。

(8) 車両の運行

Q40. 車内に携行するのは回答書のみでいいですか。

Ans. 携行義務があるのは「回答書」（別紙である「通行経路条件一覧」、「通行可能経路マップ」等を含む。以下同じ。）です。取締り時の際、印刷したもの又は電子データの回答書を提示してください。

Q41. 重量情報の保存はどのようにするのですか。

Ans. 荷主からの依頼書などの書面の原本を、走行した日から1年間保存してください。なおメール等の電子データでの保存でも結構です。

Q42. 重量確認で保存する書類とは、具体的にどのような書類ですか。電子データで管理・保存してもいいですか。

Ans. 送り状（運送依頼書）や業務記録（運転日報）、重量計による計測結果など、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類（通行経路に係る記録と組み合わせてこれを明らかにできる書類を含む。）であれば、問題ありません。なお、これらの書類は、電子データによる管理・保存でも問題ありません。

Q43. 許可証は発行されますか。取締りがあった場合には、何を提示すればいいですか。

Ans. 特車通行確認制度では、通行可能な経路があれば確認結果を記載した回答書が交付されます。取締りがあった場合には、この回答書の提示（スマホやタブレットによる電子データでの提示でも可）をお願いします。